平成２６年（フ）第５８５５号
神奈川県大和市下鶴間456
債務者　小野　朱美
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８６０号
千葉県千葉市若葉区小倉町1748―10―201
債務者　宮本　奈苗
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８６３号
神奈川県横浜市戸塚区名瀬町800―10―102
債務者　中島　貴史
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８７７号
東京都大田区千鳥２丁目25―８―305
債務者　中村　和広
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４７７号
神奈川県藤沢市鵠沼石上３丁目１番13号　鵠沼石上テラス103
債務者　内野　　敏
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０４号
静岡市駿河区高松２丁目８番１―101号
債務者　判野多賀子
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５８６８号
東京都江東区東陽１丁目26―11―101
債務者　矢澤　和之
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８６９号
東京都西東京市富士町６丁目６―27―303
債務者　布川　修平
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８７９号
東京都足立区舎人６丁目12―６―201
債務者　佐藤　亜矢
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２１８号
静岡市駿河区国吉田６丁目３番35号
債務者　永田　靖英
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２４５号
東京都八王子市並木町29番13号センチュリー八王子並木町106号
債務者　高木　　純
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２４８号
東京都羽村市羽中４丁目６番５号
債務者　近藤　理菜
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２４２号
静岡県島田市中溝町2522番地の１　ラヴィＳ２―502号室
債務者　仲島　　丘
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月８日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０号
愛媛県大洲市肱川町宇和川2565番地
債務者　神山ケイ子
1　決定年月日時　平成26年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午後２時
松山地方裁判所大洲支部

平成２６年（フ）第５８５８号
東京都東久留米市下里４丁目１―７―109
債務者　佐藤　秀造
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部